

議題2

令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

【議題内容】

・令和5年2月からコミュニティバスみぶーぶの実証運行の開始に伴い、交通不便地域に変更が生じました。

それに伴い、昨年度第1回交通会議で承認され、令和4年6月16日に関東運輸局に提出しておりました「令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画」の変更が必要となりました。

今年度のデマンドタクシーの運行(R4.10~R5.9)はすでに終了しておりますが、今後、今年度の実績により補助金の交付申請、事業評価を行うにあたり、交通不便地域の対象人口により数値を算出する箇所があるため、みぶーぶ運行後の対象人口に変更する必要があります。

本来は、みぶーぶの実証運行が開始された時点で、計画の変更申請を行うべきものでしたが、その時点で変更申請が行われていなかったため、今回の会議にて委員の皆様にご意見を伺わせていただきます。

なお、「交通不便地域の変更」に関しましては、前回の第1回交通会議の議題として、委員の皆様にご意見を伺い、承認されております。

資料1:交通不便地域図

資料2:指定を受ける交通不便地域の人口について

資料3:交通不便地域指定書

資料4:地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

資料5:地域内フィーダー系統確保維持計画(変更箇所赤字記入)

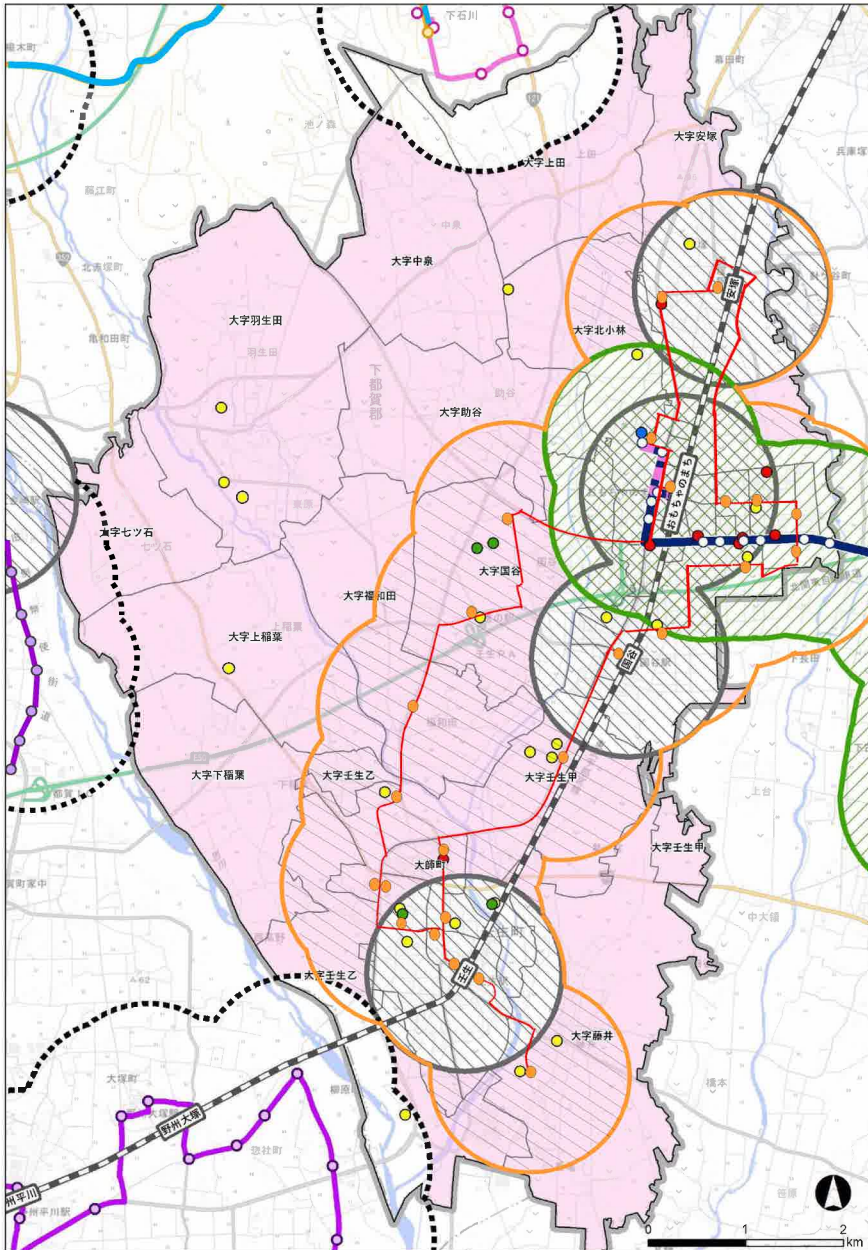
資料6:【表5】地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要(変更前)

資料7:【表5】地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要(変更後)

資料8:顛末書

町内公共交通ルートと交通不便地域位置図

隣接する栃木市にある東武金崎駅（東部日光線）及び栃木市コミュニティバス（金崎線）は、栃木市との境界に川があり、また橋もないため住民利用の想定はなし



凡例

- 既存のバス停留所
- 関東自動車（獨協医大線）【停留所名は図1】
- ゆうがおバス（石橋-獨協線）【停留所名は図1】
- 既存のバス路線停留所1000m圏域
- 鉄道駅1000m圏域
- 交通不便地域
- コミュニティバスみぶーぶ【停留所名は図2】
- みぶーぶ停留所1000m圏域

壬生町外のバス路線

- 既存のバス路線停留所1000m圏域
- 栃木コミュニティバス停留所
- 関東自動車停留所
- 鹿沼市コミュニティバス停留所
- 関東自動車（宇都宮駅西口～楡木車庫・免許センター行き）
- 鹿沼市コミュニティバス 【停留所名は図3】
- TCB観光（栃木市コミュニティバス）【停留所名は図4】
- 富士観光バス 【停留所名は図5】
（栃木市コミュニティバス・金崎線）
- 病院
- 公園
- 主な公共施設
- 商業施設

指定を受ける交通不便地域の人口について

資料2

※住民基本台帳（令和5年3月31日時点）より算出
人口は日本人および外国人を含む値

交通不便地域を含む 地区名	地域全体の人口	交通不便地域の人口	各地区の面積	各地区の 不便地域面積	割合
大字壬生甲	1,291	130	3320223.51㎡	336761.90㎡	10.1%
大字壬生乙	583	248	3541070.18㎡	1508636.37㎡	42.6%
大字藤井	1,178	749	5679249.81㎡	3613627.92㎡	63.6%
大字下稲葉	702	653	2945298.55㎡	2740465.39㎡	93.0%
大字上稲葉	905	786	3893235.02㎡	3380640.08㎡	86.8%
大字七ツ石	491	491	地区全体が交通不便地域の為、 人口に変動なし		
大字羽生田	780	780			
大字福和田	779	316	3699430.76㎡	1502061.11㎡	40.6%
大字北小林	1,337	406	2634618.31㎡	801954.05㎡	30.4%
大字安塚	6,637	1,181	5299253.45㎡	941495.24㎡	17.8%
大字上田	652	318	3926777.61㎡	1914138.49㎡	48.7%
大字中泉	455	426	3220078.38㎡	3013450.22㎡	93.6%
大字助谷	483	313	3448948.07㎡	2239871.58㎡	64.9%
合計	16,273	6,797			

参考：(町総人口)38,473

関交企第29号
令和5年6月15日

壬生町地域公共交通会議 会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

交通不便地域指定書

令和5年6月1日付け壬地公交第2号で申請のあった「交通不便地域」については、
以下及び別添図面のとおり指定する。

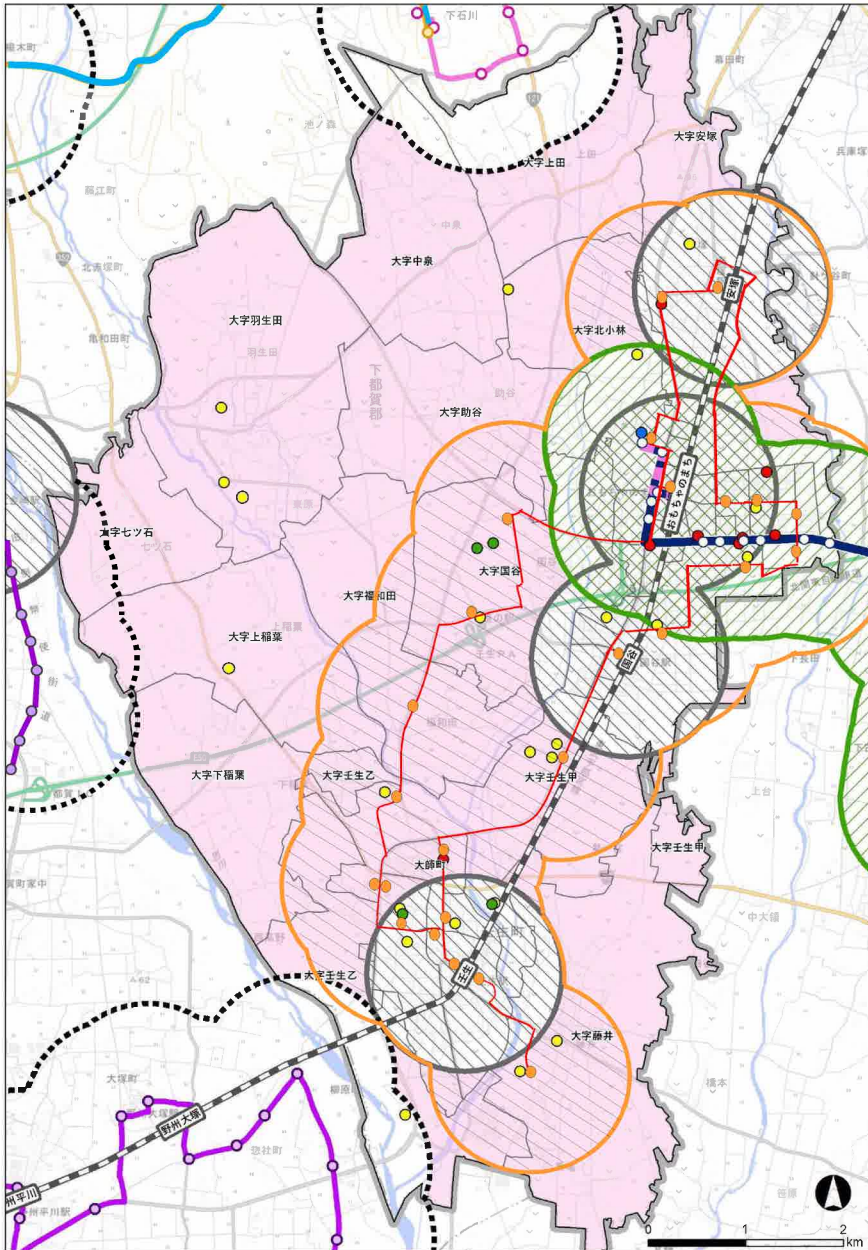
栃木県壬生町全域

(東武鉄道安塚駅・おもちゃのまち駅・国谷駅・壬生駅 及び関東自動車(株)
獨協医科大学病院～おもちゃのまち駅線のバス停 及び TCB 観光株式会社
大宮国府線、富士観光バス(株) 金崎線(栃木市コミュニティバス・ふれあいバ
ス)のバス停 及び関東自動車(株)鹿沼営業所 運転免許センター線(鹿沼市コ
ミュニティバス リーバス) の停留所から半径1キロ以内を除く。)

指定期間：令和5年6月15日～令和8年9月30日

町内公共交通ルートと交通不便地域位置図

隣接する栃木市にある東武金崎駅（東部日光線）及び栃木市コミュニティバス（金崎線）は、栃木市との境界に川があり、また橋もないため住民利用の想定はなし



凡例

- 既存のバス停留所
- 関東自動車（獨協医大線）【停留所名は図1】
- ゆうがおバス（石橋-獨協線）【停留所名は図1】
- 既存のバス路線停留所1000m圏域
- 鉄道駅1000m圏域
- 交通不便地域
- コミュニティバスみぶーぶ【停留所名は図2】
- みぶーぶ停留所1000m圏域

壬生町外のバス路線

- 既存のバス路線停留所1000m圏域
- 栃木コミュニティバス停留所
- 関東自動車停留所
- 鹿沼市コミュニティバス停留所
- 関東自動車（宇都宮駅西口～楡木車庫・免許センター行き）
- 鹿沼市コミュニティバス 【停留所名は図3】
- TCB観光（栃木市コミュニティバス）【停留所名は図4】
- 富士観光バス 【停留所名は図5】
（栃木市コミュニティバス・金崎線）
- 病院
- 公園
- 主な公共施設
- 商業施設

陸上交通様式第3（日本産業規格A列4番）

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	壬生町地域公共交通会議
住 所	壬生町壬生甲 3841 番地 1
代表者氏名	会長 長田 哲平

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和4年9月28日付け国総地第46号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和5年6月15日

【交通不便地域の指定期間(始期)を記載】

○ 変更箇所

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【交通不便地域等の内訳】の人口と対象地区の変更

○ 変更理由

令和5年2月からコミュニティバスみぶ一歩の実証運行開始に伴い、交通不便地域の変更が生じたため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和4年6月16日

【令和5年〇月〇日変更】

（名称）壬生町地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称					
壬生町地域内フィーダー系統確保維持計画					
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性					
<p>本町の多くは、公共交通が存在しない地域（公共交通空白地）であり、町民の移動手段については、自家用車に依存している現状である。高齢社会も年々進展している現在において、高齢者等交通弱者の移動支援を行う必要があり、交通弱者が危険を感じず、通院や買い物等の生活に必要な外出を安心して出来るよう、事業を実施する。</p>					
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果					
(1) 事業の目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・本町の生活に合った、持続可能な地域公共交通を構築し、交通弱者の支援を図る。 ・利用者の満足度を高め、多くの方が利用する地域公共交通を目指す。 					
指 標	現 状 (R3. 4～R4. 3)		目 標 値		
			1 年 目 (R4. 10～R5. 9)	2 年 目 (R5. 10～R6. 9)	3 年 目 (R6. 10～R7. 9)
デマンドタクシー 登録者数	5,919 人	→	5,979 人	6,039 人	6,099 人
町内の利用者数	7,471 人／年 30.9 人/日(242 日)	→	7,622 人／年 31.2 人/日(244 日)	7,816 人／年 31.9 人/日(245 日)	7,873 人／年 32.4 人/日(243 日)
運転免許証の 自主返納者の促進	96 人／年	→	96 人／年	96 人／年	96 人／年
※壬生町地域公共交通計画 P68～72 参照					
(2) 事業の効果					
<p>デマンドタクシーの運行により、町内の公共交通空白地が解消され、交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。</p>					

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>(1) デマンドタクシー利用促進について デマンドタクシーの利用方法等について、広報誌・HPでの情報提供や、依頼に応じて老人会や町内各種団体を対象にした出前説明会を行い、利用促進を図る。(実施主体：壬生町) ※壬生町地域公共交通計画 P66 参照</p> <p>(2) 運転免許自主返納の促進について 運転免許を自主返納した町民に、デマンドタクシーの利用券を支給する。 (実施主体：壬生町) ※壬生町地域公共交通計画 P65 参照</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
事業費から運行収入及び国庫補助金等を差し引いた額を壬生町で負担する。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
1. 壬生タクシー有限会社 2. 壬生観光自動車有限会社 3. みどり交通有限会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】
※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>20. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 6 月 3 日 平成 25 年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。 ・平成 26 年 6 月 4 日 平成 26 年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。 ・平成 27 年 5 月 29 日 平成 27 年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。 ・平成 28 年 1 月 26 日 平成 27 年度第 2 回壬生町地域公共交通会議を開催し、試験運行結果に基づく本格運行(案)について、承認を受ける。 ・平成 28 年 5 月 27 日 平成 28 年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。 ・平成 29 年 5 月 26 日 平成 29 年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。 ・平成 30 年 5 月 29 日 平成 30 年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。 ・令和元年 5 月 30 日 令和元年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。 ・令和 2 年 2 月 19 日 令和元年度第 3 回壬生町地域公共交通会議を開催し、既存デマンドタクシー運行料金変更及び協力事業者変更の承認を受ける。 ・令和 2 年 5 月 28 日 令和 2 年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。 ・令和 3 年 5 月 26 日 令和 3 年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。 ・令和 4 年 6 月 16 日 令和 4 年度第 1 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。 (例)・令和 5 年 11 月 9 日 令和 5 年度第 2 回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の添付資料【表 5】交通不便地域の人口、対象地域の変更について承認を受ける。

21. 利用者等の意見の反映状況

○アンケート等について

- ・平成 23 年 10 月 町内 7,000 人を対象に、地域公共交通に関するアンケート調査を実施
- ・平成 23 年 10 月 地域公共交通に関する利用者アンケートをスーパーマーケット等で実施
- ・平成 24 年 2 月 壬生町地域公共交通総合連携計画について、にパブリックコメントを実施
- ・平成 25 年 11 月 利用登録者 500 人を対象に、利用満足度に関するアンケートを実施
- ・平成 26 年 12 月 利用登録者 300 人を対象に、利用満足度に関するアンケートを実施
- ・平成 31 年 2 月 本町在住の 18 歳以上の方の中から 500 人を対象に、利用満足度に関するアンケートを実施
- ・令和 2 年 10 月 本町在住の 18 歳以上の方の中から 1,000 人を対象に町内の公共交通のありかたに関するアンケートを実施

○地域住民及び利用者代表として、自治会連合会や老人クラブ、女性会等の代表が地域公共交通会議の構成員となっており、毎年開催する会議での意見を事業運営に反映している。

22. 協議会メンバーの構成員

令和 4 年度 壬生町地域公共交通会議 会議メンバー

構成員	構成員名称
住民又は公共交通の利用者	壬生町自治会連合会
	いきいき壬雷クラブ
	壬生町身体障害者福社会
	壬生町女性会
関係する交通事業者及び関係団体	(一社)栃木県タクシー協会
	(一社)栃木県バス協会
	関東自動車(株)
	東武鉄道(株)
	壬生観光自動車(有)
	壬生タクシー(有)
	みどり交通(有)
地方運輸局	関東運輸局栃木運輸支局
道路管理者	栃木県栃木土木事務所
交通管理者	栃木県栃木警察署
学識経験者	宇都宮大学
関係都道府県	栃木県県土整備部交通政策課
商工関係	壬生町商工会
社会福祉関係	壬生町社会福祉協議会
町関係	壬生町企画委員会
	壬生小・中学校長会
	総務部長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県下都賀郡壬生町壬生甲 3841-1

(所 属) 総務部 総合政策課 企画調整係

(氏 名) 六本木 亮

(電 話) 0282-81-1813

(e-mail) sougo@town.mibu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

資料6

変更前

市区町村名	壬生町
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	19,458
交通不便地域等	13,181

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
13,181	壬生町全域	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
壬生町地域公共交通計画	R4.3.30	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(ハ②(2))に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

資料7

市区町村名	壬生町
-------	-----

変更後

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	19,458
交通不便地域等	6,797

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,797	壬生町全域	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
壬生町地域公共交通計画	R4.3.30	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

顛末書

資料8

協議会名 壬生町地域公共交通会議
住所 壬生町壬生甲 3841 番地 1
会長 長田 哲平

令和5年度地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金において、計画変更届出書の提出が遅滞したことについて、その原因と対応及び今後の対策を下記の通りご報告いたします。

記

1 原因

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の規定による生活交通確保維持改善計画の変更に伴う届出を失念してしまったため。

2 対応

令和5年11月9日に、関東運輸局に対し計画変更届出書を提出。

3 今後の対策

当該補助金の対象路線において、事業計画の変更が生じる場合は、事前に計画変更届出書の提出が必要である旨を担当者間で周知徹底し、再発を防ぐこととしたい。

以上